会 議 録

会議の名称	令和2年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会(第2回)
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	令和 2 年 7 月 1 6 日 (木) 午後 6 時 0 0 分~午後 8 時 2 3 分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	可 · 一部不可 · 不可
傍聴者数	0 人
傍聴不可等 の 理 由 等	
会 議 次 第	1 開会2 市長からの報告事項3 令和2年度第1回情報公開・個人情報保護審議会書面審議の追認について4 令和元年度第4回及び令和2年度第1回情報公開・個人情報保護審議会の会議録の確認について5 個人情報保有等届出状況の報告について6 諮問事項7 その他
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発 言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー (第二庁舎6階)、図書館本館、議会図書室 (本庁舎4階) 備付けの議事録に添付してあります。
その他	

令和2年度第2回小金井市情報公開·個人情報保護審議会会議録

- 1 日 時 令和2年7月16日(木)午後6時0分から午後8時23分
- 2 場 所 第二庁舎801会議室
- 3 内容
 - (1) 市長からの報告事項について
 - (2) 令和2年度第1回情報公開・個人情報保護審議会書面審議の追認について
 - (3) 令和元年度第4回及び令和2年度第1回情報公開・個人情報保護審議会の会議 録の確認について
 - (4) 個人情報保有等届出状況の報告について
 - ① 各業務廃止届出
 - ② 傍聴受付記入表·感染症予防対策関連届出事項
 - ③ 小金井市緊急一時保護宿泊費等助成金実績報告書兼精算書
 - ④ 配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金事業に係る事務
 - ⑤ (案件取り下げ)
 - ⑥ 小金井市民交流センター管理運営業務
 - ⑦ 傷病手当金支給申請書
 - ⑧ 国民健康保険業務
 - ⑤ 固定資産税・都市計画税賦課業務
 - ⑩ 生活環境影響調査に係る縦覧業務
 - ① 特別定額給付金支給関連事務
 - ② 福祉相談窓口業務
 - ③ 障害者総合支援法業務
 - ⑭ 小金井市高齢者世帯冷房機器購入費等助成事業
 - ⑤ 産後ケア事業
 - 16 健康管理業務
 - ① 子育て世代包括支援センター関係業務
 - (B) PCR検査センター小金井市民送迎サービス事業
 - (19) 養育支援訪問事業
 - ② ひとり親世帯臨時特別給付金事業

- 21 健診未受診・未就園児・不就学児等の状況確認業務
- 22 運営審議会運営業務
- 23 青少年健全育成運営業務
- 24 児童青少年課各種行事参加受付関係
- 25 小金井市自転車駐車場定期利用料補助金交付業務
- 26 運動施設利用関係業務

(5) 諮問事項

- 諮問第12号 小金井市民交流センター指定管理委託について
- 諮問第13号 国保情報集約システムについて
- 諮問第14号 基幹系国民健康保険システムについて
- 諮問第15号 オンライン資格確認業務委託について
- 諮問第16号 福祉総合相談窓口業務支援システムについて
- 諮問第17号 福祉総合相談窓口業務委託について
- 諮問第18号 基幹系健康情報システム
- 諮問第19号 児童扶養手当受給者台帳及び児童育成手当受給資格者台帳の目的 外利用について
- 諮問第20号 ひとり親世帯臨時特別給付金管理システム
- 諮問第21号 新型コロナウイルス感染症対策に係る体育施設受付業務について

(6) その他

ア ブロック塀等撤去助成金の概要に関する追加の報告について イ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

仮 野 忠 男

【委員】

井 口 尚 志 川 井 康 晴 白 石 孝 多 田 岳 人 立 川 明 寺 島 麻 希 中 澤 武 久 本 多 龍 雄 町 田 博 司 松 行 彬 子

【市 側】

西岡市長

加藤総務部長

<コミュニティ文化課>

鈴木コミュニティ文化課長 小野文化推進係主事

<保険年金課>

飯室国民健康保険係主任 力丸国民健康保険係主事

<地域福祉課>

伏見地域福祉課長 島田地域福祉係長

瀧川生活福祉係専任主査 玉井地域福祉係主任

<介護福祉課>

鈴木介護福祉課長 平岡高齢福祉担当課長

<子育て支援課>

富田子育て支援課長前川手当助成係長

<生涯学習課>

内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長

岡本スポーツ振興係主任

<情報システム課>

今井情報システム課長 吉本情報システム係長

<総務課>

髙橋総務課長中村情報公開係長

古田土情報公開係主事

【傍聴者】

0名

【仮野会長】

皆さん、久しぶりでございます。今日もまたよろしくお願いします。

ただいまから、令和2年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、小金井市情報公開・個人情報保護審議会の開催に当たり、審議に入る前に、委員の欠席等の御連絡をいたします。今日は欠席者はいないとの事です。

次に、学識経験者として審議会委員を務めておりました東京家政学院大学の朝 倉和子先生につきましては、令和2年2月14日付で都合により委員を辞任され ました。後任者につきましては、現在、事務局で探しているようであり、しばら くは空席のままということになりますが、審議会としての人数は足りております ので大丈夫です。

以上でございます。

それでは、市長からの報告事項についてお聞きしたいと思います。

これは、あんず苑に関わる問題でございますが、皆様方のところに市長の報告 書の文書があるかと思いますので、どうぞ市長、よろしくお願いします。

【市長】

皆様、こんばんは。小金井市長の西岡真一郎でございます。

本日は、情報公開・個人情報保護審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、会長をはじめといたします委員の皆様におかれましては、情報公開・個人情報保護審議会を通じまして、市政に多大なる御貢献、御尽力を賜っておりますことに改めて御礼と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

本日は貴重なお時間に市長報告の機会をお与えいただきまして、誠にありがとうございます。高齢者福祉委託事業の受託者である一般財団法人天誠会小金井あんず苑の元副施設長が、平成28年11月に委託事業で知り得た個人情報を自身の政治活動に利用するため持ち出していたことが判明しました。利用者、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたこと、また、市民の皆様の市政に対する信頼を損ねましたことを衷心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。本市委託事業をはじめ、個人情報の取扱いにおきましては、慎重かつ適切な管理を徹底し、再発防止に努めて努めてまいります。

本件につきましては、3月に通常の審議会と別の機会に報告をさせていただく 予定としており、事前に市議会で報告した内容についても報告させていただきま した。また、本日、委員の皆様のお手元に「個人情報盗用に係る対応報告書」を 資料として配付させていただいております。細部につきましては、担当課長を通 して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【高齢福祉担当課長】

それでは、私から、提出いたしました資料、「個人情報盗用に係る対応報告書」 について説明いたします。

本報告書は、今まで本審議会や議会、プレスリリース等で御報告、説明させていただいた内容をまとめさせていただいたものとなっております。

まず、対応の経過についてでございます。

資料3ページを御覧ください。「本件発覚の経過」をはじめとして、「法人の対応」、また、元副施設長からの聞き取りについて、「小金井警察への相談」、「弁護士への相談」、「第三者機関への相談、報告等」について等、各項目ごとにまとめてございます。

資料6ページから「市の対応」について記載しております。「法人からの第一報後の対応」といたしまして、令和元年12月6日に行いました「現地調査」の内容を9ページまで記載しております。現地調査では、現行の委託事業の個人情報の取扱いについての確認を行うとともに、元副施設長が申述した内容について確認をいたしました。

なお、令和元年7月9日に東京都福祉保健局指導監査部が小金井あんず苑に対 し実地検査を行っており、組織の運営管理及び個人情報保護に関する適切な措置 を含め、指摘事項はございませんでした。

7ページ、「③ 個人情報の収集の制限及び目的外利用」について、個人情報の目的外利用の事実があるか事務長に確認をいたしました。市の委託事業で使用し、または知り得た個人情報を法人として本業務以外の目的で利用した事実はなく、市に無断で第三者へ情報を提供したことはないと言明しております。

また、「④ 複写または複製の禁止」につきましても、事務長から、法人として 業務遂行のための正当な理由なく複写または複製をしたことはないと言明して おります。

「⑤ 情報の保管・管理」につきまして、USB媒体が物理的に使用できる状態であるのか事務長に確認をしたところ、使用できる状態であり、今後、法人内部で検討し、対応したいと回答がありました。この対応につきましては、令和2年4月15日、事務長から対応完了の報告をいただいております。

8ページ目、「⑧ 個人情報の削除・廃棄等」については、元副施設長が法人に 申述した個人情報の盗用に係る件もあるため、盗用されたデータファイルの調査 を行うとともに、今後、法人内で適切な時期に禁止データを含めた削除等を行う よう規程の見直しを図るよう依頼しました。規程の見直しについては令和2年2月5日に実施し、翌6日に法人ホームページで公表、同年4月1日から実務マニュアルの運用を開始しております。

元副施設長が法人に申述した個人情報の盗用に係る件について、当時、元副施設長は市の委託事業による介護予防事業をおおむね1人で担当しており、その当時の事業の詳細を知る職員や、また、当時元副施設長が個人情報を不正に持ち出すところを目撃した職員等がいないとのことで、事務長が責任者として引き続き元副施設長への聞き取りを行い、調査を進めるとのことでした。

9ページから11ページまでが法人からの聞き取りについて、11ページから 市が行った小金井警察への相談等をそれぞれ時系列にまとめております。

「法人からの聞き取りについて」では、令和元年12月19日に事務長が来庁の上、「① 法人が相談した弁護士からの助言」、「② 個人情報保護委員会への報告」、「③ 元政治団体事務員が所有する盗用された個人情報への対応」についての3点の報告がありました。

また、前日、18日に口頭報告があった法人内で確認された10個のデータファイルについては、現在使用されていない古いデータファイルで、そのファイルの内容を知る職員もおらず、事務長が法人のサーバー内等をファイル名等で検索し発見したものであるとのことでした。当該同一名のデータファイルは、その内容から市が作成し提供されたものはなく、全て法人内で作成したものであるとのことでした。

13ページから15ページまで、4月22日に行ったプレスリリースまでの 「市民への対応、公表等」になっております。なお、市民の問合せ状況について は、本日まで変わりがございません。

16ページ、17ページに「再発防止策の実施等」を記載しており、法人側の 事務マニュアルは、作成後、4月1日から運用を開始しており、パソコンの外部 媒体接続部分の物理的遮断等の処置を4月15日までに完了しております。また、 今年度の委託契約時から「個人情報取扱特記事項」を添付の上、個人情報の取扱 いに関する注意を再度確認の上、受託者から誓約書を受領しております。

^{aっცく} 雑駁ではございますが、説明については以上です。

【仮野会長】

ただいま市長及び担当の課長から説明がございました。この件につきまして御 質問等ありましたら、どうぞ伺います。いかがでしょうか。

【白石委員】

警察への条例違反に関しての告発の経過が11ページから12ページに出ているのですけれども、12ページの(ウ)の、不起訴処分の通知を受けましたと。その理由告知について請求したところ、「5月26日に時効完成との通知を受けた」という、ちょっとこの日にちの前後と文脈がいまいち理解できないのですが、もう少し説明いただけますか。

【総務課長】

5月15日に不起訴であるという通知を受けています。理由については通知には書いておりませんので、さらに理由の告知を請求しています。その後、5月26日に時効完成という理由を通知いただいたということです。

【白石委員】

それは文言どおりなのですが、先に不起訴処分の通知を受けて、その理由を聞いたら26日付で警察署から回答があって、その理由が時効完成だよと、そういう意味ですか。

【総務課長】

そうです。

【白石委員】

その時効完成というのは、要するに盗用があったのが平成29年でしたっけ。 それから……。

【川井委員】

平成28年ですね。

【白石委員】

それから3年過ぎたのでという。

【総務課長】

はい。

【白石委員】

そこが分かりにくいのですよ、これは正直に言って。大体いつも分かりにくい のですよ。

【総務課長】

正しくは検察庁に請求をするのですけれども、特にいつから3年間とか書いて あるわけではなかったので、申し訳ございません、書いてあるとおり時効完成と のみ記載させていただきました。

【白石委員】

いいのですけれども、分かりにくいのです、要するに。もうちょっと凡人に分かるようにきちんと丁寧に書いていただきたい。

【総務課長】

はい。

【本多委員】

この報告書の中に国の個人情報保護委員会というところが出ていまして、市の個人情報保護審議会との関係について、どういう立ち位置になるのかを教えていただきたいのですが。

【総務課長】

国の個人情報保護委員会というのは国が設置しているもので、国の法律に係る個人情報についての第三者機関であると思っております。市の情報公開・個人情報保護審議会に関しては、市の管轄に係る個人情報についての第三者機関であると思っております。法人の情報というのは市の条例に係る情報ではない部分もありますので、法人独自の事業に関しては国の法律の規制を受けますので、こちらに相談をしているということになります。

【仮野会長】

これはあまり国の法律とは関係なく、小金井市の条例に従って処理をしていたという話ですよね。

【総務課長】

【本多委員】

委託事業であったため、市の条例で規制している部分であると思っております。

それと、前回この審議会の中で盗用に係る報告を受けたときに、この審議会の役割といいますか、情報公開・個人情報保護審議会条例によりますと、実施機関の諮問に応じて審議して答申する必要があると認めるときの、実施機関に対して審議して答申するか、または必要があると認めるときは実施機関に建議することができると規定されていますので、そのときに、前回の委員会の中では、審議会として、事の重大さからいって何かアクションを起こせないかという意見になったと思うのですけれども、それからコロナ禍の中で審議会の開催が今回になったということもありまして、少しずれてしまって、本当は審議会として何か建議、意見を述べるような形にして、その後に報告を受けるような形が本来の姿なのかなという、皆さんそういう認識だったと思うのですけれども。

【仮野会長】

その建議に関しては、後ほど皆さん方と意見交換する場、時間を用意しており

ます。今日は市長もおられますけれども、市長の日程の関係もあり、まず市長からいろいろ聞くべきところは聞いて、そして一連の整理をして、その後、我々審議会として、この問題についてどう対応するかを皆さんと議論しようと。多分本多委員のおっしゃったとおり、我々なりの建議をしようではないかということに相なるのではなかろうかと私は思っていまして、実はその準備も少しずつしておりました。ただし、コロナの関係で結局臨時の審議会は開かれないまま今日に至っております。その辺はまた後ほどちゃんと議論する場を用意しております。

【井口委員】

16ページに再発防止策が書かれていて、(3)のウにパソコンの外部媒体、USBメモリーだと思うのですけれども、例えばメールで、添付ファイルでデータを外部に送るようなことはできるのですか。

【高齢福祉担当課長】

どうしてもUSB媒体を今後一切使わないというか、支払いの請求のデータを USB媒体を使用しデータを提出しなければいけないというところもありまし て、法人からは申出があったところでございまして、法人内で管理をさせていた だきたいということでした。

【井口委員】

できることはできるけれども、管理をしていくということですね。

【高齢福祉担当課長】

さようでございます。

【井口委員】

分かりました。

【仮野会長】

この件に関して、市長もおられます。市長に対して質問等ある方いらっしゃいますか。

特にないようであれば、後ほど、またこの件は我々として議論したいと思いますので、次の議題に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【仮野会長】

それでは、次に令和2年度第1回情報公開・個人情報保護審議会書面審議の追認についてを行います。

前回の5月の審議会につきましては、委員の皆様と審議案件について書面審議 を行い、仮承認とすることを合意しましたが、それらの件について、当審議会と して正式に承認を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。御意見等がある 方は御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

【仮野会長】

特に異存ないようでしたので、これを承認したいと思います。

次に移ります。令和元年度第4回及び令和2年度第1回情報公開・個人情報保護審議会議事録の確認についてを行います。お手元に資料が置いてあるかと存じますが、会議録の訂正部分につきまして事務局より説明がございますので、よろしくお願いします。

【総務課長】

それでは、会議録の訂正でございます。令和元年度第4回会議録につきましては、令和2年4月16日に委員の皆様に未定稿を送付いたしまして、特に訂正箇所はございませんでした。令和2年度第1回会議録につきましては、訂正箇所を抜粋した会議録を机上に置かせていただきました。

修正の内容ですが、6ページに1か所ございまして、両面刷りで、表面が修正 後、裏面が修正前となります。修正後の色がついている箇所が、川井委員により 御指摘があり誤字の修正をしたところです。修正前の下線が引いてある部分が修 正する前の該当箇所です。訂正をお願いいたします。

【仮野会長】

ほかに訂正等はないでしょうか。ほかに皆さん、何かありましたか、訂正、問題として。川井委員はよろしいですか。

【川井委員】

はい。結構です。

【仮野会長】

それでは、次の議題、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出 状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

情報公開・個人情報保護審議会の報告・諮問事項につき、初めに令和2年5月に行われました令和2年度第1回情報公開・個人情報保護審議会における書面審議における報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。書面審議において御報告いたしましたのは、個人情報の届出開始に関するものが3件、届出変更に関するものが1件でした。

次に、諮問事項について。書面審議において、今回諮問いたしますのは、個人 情報保護条例第12条に基づく「子育て世帯への臨時特別給付金資格確認に係る 児童手当受給資格者台帳の目的外利用について」、個人情報保護条例第14条に 基づく「保険者給付業務システムについて」、「子育て世帯への臨時特別給付金管 理システムについて」、「特別定額給付金支給システムについて」、個人情報保護 条例第27条に基づく「特定技能外国人の国民健康保険への加入促進に伴う委託 について」、「小金井市国民健康保険健幸チャレンジ事業委託について」、「医療費 通知作成・封入封緘(かん)業務委託について」、「健康管理支援事業実施のため の小金井市の現状 (健康・医療等情報、社会資源等) の調査・分析委託について」、 「障害者住宅入居等支援事業委託について」、「メール配信サービス委託につい て」、「特別定額給付金支給業務の委託について」の合計11件となっております。 続きまして、本日、令和2年度第2回情報公開・個人情報保護審議会における 報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人 情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の 届出開始に関するものが54件、届出変更に関するものが9件、届出廃止に関す るものが7件となります。

次に諮問事項について。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく「児童扶養手当受給者台帳及び児童育成手当受給資格者台帳の目的外利用について」、個人情報保護条例第14条に基づく「国保情報集約システムについて」、「基幹系国民健康保険システムについて」、「福祉総合相談窓口業務支援システムについて」、「基幹系健康情報システムについて」、「ひとり親世帯臨時特別給付金管理システムについて」、個人情報保護条例第27条に基づく「小金井市民交流センター指定管理委託について」、「オンライン資格確認業務委託について」、「福祉総合相談窓口業務委託について」、「新型コロナウイルス感染症対策に係る体育施設受付業務について」の合計10件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明させますので、よろしくお願い申し 上げます。

【総務課長】

それでは、ここで市長は退席させていただきます。

(市長退席)

【仮野会長】

それでは、審議に入ります。皆様、今回は件数が非常に多くございます。さらには、先ほど本多委員から御指摘がありましたが、建議等、このあんず苑問題に

ついて、当審議会としてどういう問題意識を持って、どういう提言をするかなど についても議論をしたいと思いますので、どうか速やかにというのがありますが、 御協力のほどよろしくお願いします。

まず事務局から説明を受け、そして皆さんから意見、質問等を受け付け、それに対して担当から答えるという方法で、進めたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、まず個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保 護条例第9条第3項の規定により報告いたします。

1ページを御覧ください。今回の届出は開始54件、廃止7件、変更9件でございます。2ページには部課別の明細、3ページから7ページはその内訳で、備考にある案件番号は本日の順序の番号でございます。なお、諮問のみの案件もございますので、順序につきましては目次を御覧ください。

また、今回は審議案件が非常に多くありますうえに、感染症対策の一環としてなるべく出席者同士の接触機会を少なくすることから、案件の進行につきましては、従来の進め方である届出報告のみの案件と諮問を含む案件を分けることなく、市の組織順に各課の案件を御審議いただく形で進行を行わせていただきたく、よろしくお願いいたします。

なお、今回は、委員の皆様より事前に質問等を頂いた案件があります。その質 疑回答についてまとめた資料をお手元に配付しておりますので、そちらも御覧く ださい。

なお、多田委員より本日受け付けた質問については、後日取りまとめて回答を 周知することで御了承をいただいております。

【仮野会長】

分かりました。それでは、お願いします。

【総務課長】

それでは9ページを御覧ください。案件1「各業務廃止届出について」を報告させていただきます。個人情報保有等廃止届内訳を御覧ください。3つの課の案件をまとめて報告させていただきます。

廃止の理由としましては、それぞれ記載のとおりとなります。これらはそれぞれの廃止年月日をもって収集等を終了し、保存年限経過後に記載の廃棄方法をもって処分を行うものでございます。廃棄方法の溶解とございますのは、リサイクル処理施設において、梱包した機密文書を未開封のまま投入し溶かしてリサイク

ル処理する手法でございます。

【仮野会長】

ただいま説明がありました。御意見、御質問はありますか。特にないようです ので、本件については承認いたします。

それでは、次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは10ページを御覧ください。案件2「小金井市感染症感染拡大予防業務等について」、29課の保有開始届出について一括して報告させていただきます。

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大の受け、仮にこれらの参加者で感染が発生した場合に、接触履歴を追い、感染拡大防止策を実施できるようにするため、傍聴受付記入表へ記入された個人情報の保有の届出をするものです。

12ページを御覧ください。傍聴受付記入表の届出状況でございます。個人情報の内容は、全ての担当課で共通して、氏名、電話番号の2項目で、課別明細につきましては13ページ、14ページの別紙に記載したとおりです。

また、個人情報の記録名称、個人情報の対象となる個人の範囲につきましては、 12ページ下部の備考欄に、個別で表記が分かれている課について詳細を列記し ております。

15ページには、参考資料として傍聴受付記入表の様式例を添付しております。

【仮野会長】

コロナ関係の案件が続いていますが、この件につきまして何か御質問等ありますか。特にないようですので、本件については承認いたします。

それでは、次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは16ページを御覧ください。案件3「小金井市緊急一時保護宿泊費等助成金支給事務ついて」、企画政策課男女共同参画室の案件でございます。

令和2年4月1日より、小金井市緊急一時保護宿泊費等助成事業を開始しました。本事業において、申請者が受給した金額と実際に使用した金額の差額を確認する必要があることから、新たに「小金井市緊急一時保護宿泊費等助成金実績報告書兼精算書」の保有開始届出を行います。

17ページを御覧ください。届出番号01-43「小金井市緊急一時保護宿泊費等助成金実績報告書兼精算書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。18ページに様式、19、20ページには参考資料として本件事業の要綱

を付けております。

21ページを御覧ください。令和元年度第4回審議会において保有届出しました「小金井市緊急一時保護宿泊費等助成金支給申請書」につきまして、委員の御指摘を受けまして、個人情報の内容の「職業・職歴等」を「職業」に、「学歴等」を「就学先」に修正させていただきました。

【仮野会長】

この件につきまして何か御質問等ありますか。特にないようですので、本件については承認いたします。

それでは、次の案件をお願いします。

【総務課長】

22ページを御覧ください。案件4「配偶者からの暴力を理由とした避難事例 における特別定額給付金事業について」、同じく企画政策課男女共同参画室の案件でございます。

配偶者からの暴力を理由に避難している者が一定の要件を満たし、その旨を申 し出た場合に、申出日時点で、居住する市町村から特別定額給付金を支給するこ ととするため、本事業に係る様式一式を届出するものです。

23ページを御覧ください。届出番号01-44「配偶者からの暴力を理由と した避難事例における特別定額給付金事業に関する様式一式」でございます。 個人情報の内容は24ページの別紙のとおりでございます。

25ページから28ページには、使用する様式を参考資料として付けております。

なお、本件につきましては、寺島委員より事前に質問がありましたので、担当 課からの回答を机上に配付しております。

【仮野会長】

寺島委員、どうですか。特に回答に問題ありませんか。

【寺島委員】

問題はないですけど、一般の私たちから見ると、やはり「暴力」というと普通の暴力というふうに考えてしまうので、この事業名称は、少し分かりにくいような気もするのですけど、こういう内容であれば問題ないと思います。ありがとうございました。

【仮野会長】

ありがとうございました。それでは、これも承認といたします。

次、案件5は、担当課により取り下げたいと連絡を受けております。そのこと

について、なぜ取り下げなのか説明をしていただきます。よろしくお願いします。

【総務課長】

案件5「小金井市パートナーシップ宣誓制度について」は、現在、案の段階で、 担当課として早め早めの準備を進めてきたところです。本審議会にも届出しよう と思っていたところでしたが、パブリックコメントを実施したところで、多少の 変更の可能性が出てきたということから、今回は取り下げて次回に届出を行いた いと報告を受けております。

なお、本件につきましては松行委員から御質問がありましたので、これはその まま次回に生かさせていただきたいと思います。

【仮野会長】

松行委員、よろしいですか。

【松行委員】

はい。

【仮野会長】

それでは、次回の審議会で出てきたときに、またやりましょう。 案件6に移りましょう。

【総務課長】

それでは、40ページを御覧ください。案件6「小金井市民交流センター指定管理業務について」、コミュニティ文化課の案件でございます。

本案件は、委託の諮問事項と関連する保有開始届出を含んだ案件で、小金井市 民交流センターでは、小金井市民交流センター条例第11条に基づき施設利用申 込手続において施設利用料の支払いを受けております。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、利用者の自粛や臨時休館による利用キャンセルが発生し、施設利用料を返還することになりました。返還に当たり、銀行等口座への振り込みで対応するため、個人情報を新たに保有開始することから届出をするものです。

また、小金井市民交流センターを指定管理者により運営することについては、 既に諮問し承認されているところですが、施設利用料の返還に関して、これまで 取り扱っていた個人情報に追加して銀行口座等を取り扱うことから、今回併せて 諮問するものです。

41ページを御覧ください。諮問第12号「小金井市民交流センター指定管理業務」でございます。

本件は、諮問書の下から5段目、指定管理業務処理する個人情報の項目につい

て、「銀行等口座」を従前から処理している項目に追加することについて審議会 の御意見を聴く諮問事項です。銀行等口座の情報を追加する以外の部分について は、従前に審議会で諮問した内容から変更点はございません。

本件委託に関連して資料を214ページまで進んでいただきまして、共通資料 として添付しております「個人情報取扱特記事項」を指定管理者へ遵守させて業 務を行わせております。

42ページにお戻りください。諮問に関連する保有届出といたしまして、届出番号 13-40 「お振込先確認書」がございます。保有する個人情報は記載のとおりです。

43ページには、実際に使用する帳票を参考資料として付けております。

【仮野会長】

何か質問等はございますか。特にないようですので、本件は承認いたします。 次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは44ページをお開きください。案件7「傷病手当金支給業務について」、 保険年金課の案件でございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給与等の支払いを受けている国 民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発 熱等の症状があり感染症の感染が疑われる者が、療養のため労務に服することが できない場合に、傷病手当金を支給します。

申請書に記入された個人情報を新たに保有開始することから届出をするものです。

45ページを御覧ください。届出番号11-490「国民健康保険傷病手当金支給申請書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。

46ページから49ページには様式を付けております。本件の申請は、1人の申請者について関連する4枚の申請書を提出する形となっており、届出されている個人情報の内容は、これら4枚の申請書に記入されている個人情報を集約した届出内容となります。

【白石委員】

ちょっと制度的な質問だけなのですけど、国民健康保険ですから、保険者は各市区町村になっていますよね。でも、これは連合会というか、ほぼ東京全体共通なのですか。

【国民健康保険係長】

そうですね。傷病手当については、今回、国から仕様みたいなものを示されていて、それに沿った形でやっておりまして、東京都の保険者、ほぼ同じような様式でやっております。

【白石委員】

とすると、この個人情報の中身も大体ほぼ様式が同じだから同じという理解でいいのですね。

【国民健康保険係長】

そうですね。若干の仕様の変更はしておりますけれども、国から示された仕様 に基づいて各市行っておりますので、ほとんど変わりはないと考えております。

【松行委員】

これはコロナウイルスに感染した人を対象としているのですか。そのほかの、この文章に「感染した者又は発熱等の症状があり同感染症の感染が疑われる者」ですよね。そうしますと、47ページの申請書を見ますと、真ん中辺りに、「①で「受診した」と回答した」というのは、これは受診したのですからコロナであるというふうに診断が出たわけですよね。

【国民健康保険係長】

この場合、「受診した」というのは、疑いでも医療機関に受診した場合は医療機関に受診したということになりますので、こちらに記入していただくような形になります。

【松行委員】

そうですか。そして、その次のところに、受診していないけれども、発熱、咳 とか強いだるさとか、こういうものがある場合は、これは医師の診断がなくても コロナというふうに考えるのですか。

【国民健康保険係長】

コロナに感染した疑いで、自分自身で判断して医療機関に受診しなかった場合 の人もこちらに記入していただくような形になります。

【松行委員】

そうしますと、これは医師の診断がないわけですよね。医師の診断がなくても 認めるということですか。

【国民健康保険係長】

被保険者記入用にそれを記入していただいて、もう1枚、48ページには事業 主記入用もありますので、その被保険者が申し出た内容を事業主が証明していた だいた場合には給付の対象となります。

【仮野会長】

ほかに御質問等なけれれば、これを承認といたします。 次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは50ページを御覧ください。案件8「国民健康保険業務について」、引き続いて保険年金課の案件でございます。

本件は、電算処理の諮問事項である諮問第13号、60ページの諮問第14号、委託処理の諮問事項である69ページ、諮問第15号、これらに関連する変更届出を一括して説明させていただきます。

令和3年3月からオンライン資格確認が実施されます。オンライン資格確認は 被保険者の正しい資格情報等を医療機関等でオンラインにて効率的に確認でき るようにする仕組みであり、保険者及び医療機関等における資格管理事務の効率 化に資するものです。

また、マイナンバーカードによる医療機関等への受診が可能となり、被保険者にとっても利便性の向上に資するものです。

オンライン資格確認業務は、東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施し、 東京都国民健康保険団体連合会に提供する個人情報等については、既に諮問済み ですが、今回、連携する個人情報項目に新たに枝番等を追加すること、また、委 託の内容としてオンライン資格確認業務を追加することから諮問するものです。

- 51ページを御覧ください。諮問第13号「国保情報集約システム」でございます。今回、諮問する業務の目的は諮問書のとおりです。
- 52ページには、本システムの個人情報保護措置をまとめた資料を添付しております。
- 53ページから58ページには、本システムの変更後の個人情報の項目をまとめた一覧表を付けております。
- 59ページには、関連する変更届出を付けております。変更理由は記載のとおりです。変更される内容は、53ページから58ページまでの一覧表と同じです。
- 60ページを御覧ください。諮問第14号「基幹系国民健康保険システム」でございます。システムの業務の目的は諮問書のとおりです。
- 61ページから66ページには、本システムの変更後の個人情報の項目をまとめた一覧表を付けております。
- 67ページには、本システムの個人情報保護措置をまとめた資料を添付しております。

68ページには、関連する変更届出を付けております。変更理由は記載のとおりです。変更される内容は61ページから66ページまでの一覧表と同じです。69ページを御覧ください。諮問第15号「オンライン資格確認業務委託」でございます。本件委託の業務の目的及び委託の内容は諮問書に記載のとおりです。委託処理される個人情報の項目は、53ページから58ページまでの国保情報集約システムの項目一覧と同じです。本件委託処理につきましては、214ページから218ページまでに添付しております共通資料「個人情報取扱特記事項」と同内容を遵守することを受託者側と取り交わしております。

【白石委員】

質問です。50ページの括弧書きのところの説明書とか、あるいは69ページの業務の目的のところとかにも共通して書かれていることなのですけれども、「マイナンバーカードによる医療機関等への受診が可能となり、被保険者にとっても利便性の」と書いてあるのですけれども、私の理解では、例えば国保なのか協会健保なのか、あるいは企業健保なのか、生活保護の医療扶助なのか、それぞれは、例えば国民保険証、保険証として残っているけど、本人確認をマイナンバーカードでオンラインで行うよという、そういう理解でいいのですよね。

【国民健康保険係長】

そもそもこのオンライン資格というのは、医療保険事務の適正かつ効率化を目的に実施するものでありまして、資格情報を一元的に管理できるようにして、それで医療保険事務の効率化を図る。それに伴って加入者にとって利便性が向上するようなものになります。マイナンバーカードでも医療機関で受診できるようになりまして、それを医療機関に提示するとマイナンバーカードにあるICチップ内の電子証明書で自己の医療保険の資格情報と結び付けるような形でマイナンバーカードで受診すると、自分が今現在、何に加入しているのかというのが医療機関でも確認できるようになるシステムです。

【白石委員】

ということは、病院だとか医療機関に行くと、普通は医療機関の診察カード、診療カードと、それから何らかの健康保険証の2点セットですよね。それが要らなくなって、マイナンバーカードだけで、あるいは病院の診察カードは残るとしても、それだけでいいということなのですか。

【国民健康保険係長】

今現在の保険証がなくなるというわけではなくて、保険証は保険証で引き続き 使えます。かつマイナンバーカードでも受診できるようになるというイメージで す。このオンライン資格が開始されると、例えば70歳以上の方ですと高齢受給者証とか保険証以外にも発行している証とか、あとは限度額認定証といって、自己負担限度額までしか支払わずに済むような証があるのですけれども、そういった証も提示が不要になる形になりますので、被保険者加入者にとってもメリット、利便性が向上するという仕組みになっています。

【白石委員】

ということは、全ての医療機関に読み取るためのリーダーが設置されてなければ使えないということになりますよね。

【国民健康保険係長】

国の示しているスケジュールは、マイナンバー、このオンライン資格は令和3年3月から開始されるのですけど、その時点で医療機関の6割の導入、医療機関に顔認証つきのバーコードリーダーがつくのですけれども、そのカードリーダーを6割導入を目指していて、1年後に9割、さらに1年後に全ての医療機関で顔認証つきバーコードリーダーが設置できるような形で厚労省は目指しています。

【白石委員】

その医療機関の費用負担というのは、ちょっと今日の議題とは直接関係ないけ ど、全部政府が出すのですか、厚労省が。

【国民健康保険係長】

はい。国から支給されるそうです。

【仮野会長】

マイナンバーカードがあるのに、また別のバーコードリーダーみたいなのをつけるのですか。

【国民健康保険係長】

マイナンバーカードのICチップを読み取る顔認証つきのバーコードリーダーが設置されるそうです。

【仮野会長】

ああ。いずれにしろ、しかし、マイナンバーに入ってしまうか、1割でしたね。

【国民健康保険係長】

今回このオンライン資格が始まるのが、マイナンバーカードを取得促進する1つの施策として、今、マイナポイントと同じような形でオンライン資格が始まるような形になります。

【仮野会長】

はい、どうもありがとうございました。分かりやすい説明でした。よろしいで

すか、白石委員。それでは、この件は承認といたします。

次の9番目の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは、70ページを御覧ください。案件9「固定資産税・都市計画税賦課業務について」、資産税課の案件でございます。

地方税法等の改正により、相続による固定資産税の所有者情報を円滑に把握するための申告が制度化されました。固定資産税については、所有者がお亡くなりになった場合には現に所有する者が納税義務者となるため、現所有者となった日から3か月間までに申告をしていただくことになります。

なお、相続登記が申告期限内に完了する場合は、申告の必要はありません。制度化以前の現所有者の把握は、「固定資産現所有者(相続人代表者)指定届」で行ってきたところですが、相続人代表者と現所有者を明確化し整理したため、新たに届出を行うものです。

また、様式中にあります個人番号欄は、現時点では取得の必要がないため、斜線等により対応することとし、必要となった時点で改めて届出をする予定です。

71ページを御覧ください。届出番号40-179「固定資産現所有者申告書」 でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。

72ページ、73ページには様式を付けております。

【仮野会長】

御意見、御質問ありますか。特にないようですので、本件を承認いたします。 それでは、次の案件にいきましょう。

【総務課長】

74ページを御覧ください。案件10「生活環境影響調査に係る縦覧業務について」、ごみ対策課の案件でございます。

不燃・粗大ごみ、資源物の処理について、施設の老朽化等を考慮し、小金井市 清掃関連施設整備基本計画を策定し、計画に基づいて中間処理場と二枚橋焼却場 跡地を建設予定地として事業を進めています。

そのうち、中間処理場は、缶、ペットボトル、びん、プラスチックごみの資源 物処理施設を整備し、令和6年度中の稼働開始を目指しています。

資源物処理施設の新設に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく東京都知事への届出が必要であり、併せて当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の添付が求められており、生活環境影響調査を実施するものです。調査に付随し

て、新たに生活環境影響調査結果の縦覧申出者の個人情報の保有等の届出を要する様式を保有することから届出を行うものです。

75ページを御覧ください。届出番号12-65「縦覧申出書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。

76ページには、様式を参考資料として付けております。

【仮野会長】

二枚橋という懐かしい地名が出てきました。

それで、この氏名、住所と、「縦覧申出書」に印影はなぜ必要なのでしょうか。

【総務課長】

本日、届出の案件については担当課が来ておりませんので、この御質問についてはこちらで預からせていただいて、次回、御報告させていただきます。

【仮野会長】

分かりました。他になければ、本件は承認といたします。

それでは、次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは、77ページを御覧ください。案件11「特別定額給付金給付業務について」、地域福祉課の案件です。

特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、家計への 支援を行う目的で国民一人当たり10万円を給付する事業です。

関連する委託事業3点につきましては、令和2年5月の書面審議により仮承認 をいただいた案件でございます。

今回は、事務で使用するシステム及び様式についての保有届出を行うものです。 届出を行う個人情報の項目は、書面審議の際から変更ありません。

78ページを御覧ください。届出番号 17-562 「特別定額給付金支給システム」の保有開始届出でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。「家庭状況 (DV・虐待情報)」につきましては、システム内のみ保有する項目となります。

続いて、79ページを御覧ください。届出番号17-563「特別定額給付金申請書様式」でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。印影につきましては、申請書の書面上のみで収集、保有する項目となります。

【仮野会長】

特に御意見、御質問はございませんか。

それでは、承認といたします。

次の案件に移りましょう。

【総務課長】

80ページを御覧ください。案件12「福祉相談窓口業務について」、引き続いて、地域福祉課の案件でございます。

81ページ、事務処理の諮問事項である諮問第17号、90ページ、電算処理に係る諮問事項である諮問第16号。この2点について、関連しますので、一括して説明いたします。

本件事業は、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、複合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行うための福祉総合相談窓口を設置し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を図ることを目的としています。

今回、福祉総合相談窓口の業務を行うに当たり、使用する様式、電算システムの保有届出、また、システムによる電算処理及び窓口業務を外部へ委託することについて諮問を行うものです。

81ページを御覧ください。諮問第17号「福祉総合相談窓口運営委託について」でございます。委託処理する業務の目的、内容につきましては、諮問書の記載のとおりです。

委託処理する個人情報の項目につきましては、82ページの別紙にまとめた項目のとおりです。

委託諮問に関する参考資料として、83ページに概要資料、84ページから、89ページまでに委託仕様書、ページを後ろに飛びまして、214ページから、218ページの共通資料「個人情報取扱特記事項」を付けております。

- 90ページにお戻りください。先ほどと諮問番号が前後しますが、諮問第16号「福祉総合相談窓口業務支援システム」でございます。システムの業務の目的は諮問書のとおりです。
- 91ページには、本システムで処理する個人情報の項目をまとめた一覧表を付けております。

諮問に関連する保有開始届出として、92ページには届出番号17-565 「福祉総合相談窓口業務支援システム」を付けております。

業務で使用する個人情報の内容は、91ページの一覧表のとおりです。

また、業務で使用する様式として、93ページに届出番号17-564「福祉総合相談窓口使用様式」を付けております。

保有等する個人情報の項目は94ページの別紙のとおりです。

参考資料として、95ページから116ページまでに様式を付けております。 なお、本件につきましては、寺島委員、松行委員より事前に御質問がありましたので、担当課からの回答を机上に配付しております。

【仮野会長】

事前にあった質問に対する回答について、それぞれの方は了解されますか。 まず、寺島委員に対する回答が書かれていますが、寺島委員はこれでよいです か。

【寺島委員】

了解しました。

【仮野会長】

松行委員は大丈夫ですか。

【松行委員】

結構です。

【仮野会長】

そうですか。ほかに質問等はないですか。

【松行委員】

福祉総合窓口なのですけれども、これはもう既に設置されて、実施されているのですか。

【生活福祉係専任主査】

こちらの窓口は、実際に施行が開始されるのは10月からでございます。もともと現在、社会福祉協議会におきまして、生活困窮者自立支援法に基づきます、自立相談サポートセンターが既に設置されておりまして、そちらの機能を活用、拡充するということでございます。

【松行委員】

そうですか。95ページの御相談内容を見ますと、非常に広範囲にわたっていますよね。病気とか生活困窮者から、いわゆる介護とか、非常に範囲が広いのですけれども、これは福祉協議会で一括してやっているのですか。あるいは、今まであったものを利用しながら統合してやっているのですか。

【生活福祉係専任主査】

窓口は一括してということではなく、そちらで一通り相談をお受けして、必要 に応じて既存の窓口の職員と連携をしながら行うものであります。

【松行委員】

例えば、病気とか、あるいは経済的なこういう悩みとかいうものと、介護とか、

ネットワークを作ると言っていますけれども、それはうまく作れるのでしょうか。 非常に範囲が広いですよね。それで性格が違う問題がありますよね。これは全部 でネットワークしなくても、よい気もするのですけれども、それはこれまでの経 験で可能なのでしょうか。

【生活福祉係専任主査】

今度からの新しい窓口には社会福祉士の専門資格を有する包括化推進員を新たに2人配置します。それらの職員が必要に応じて関係団体の方々と一堂に会する支援会議のようなものを開きまして、それぞれ個別に、例えば介護に関係する方でしたら、介護の部署の方と連携をしながら、この方に対してはどういった支援をしていこうかというのを個別的に一つ一つ検討を進めていきながら、だんだんとネットワークも大きく広がっていくものと考えております。

【松行委員】

分かりました。

【井口委員】

制度自体への質問なのですが、例えば、84ページの仕様書、事業の概要のところでも、「手続きのワンストップ窓口ではなく」ということで、いろいろな機関、他部署とのネットワークで解決していくということなのでしょうが、いわゆる電話交換的なものでもないわけですよね。中核的なものなのですか。少しイメージがひとつ浮かばないのですが。

【生活福祉係専任主査】

窓口では相談をお聞きした段階で、その後、一人一人にプランを作成いたします。本人と相談しながら、今後どういった形で問題を解決していくかという計画を立てまして、その計画に基づきながら、それぞれの機関と連携しながら、常に進捗を管理していって、解決に向けて確認をしていくことになります。既にそのプランは、この福祉総合相談窓口にありますので、いろいろな関係機関との中心となる役割を担うものと考えております。

【井口委員】

先ほどの質問の中でも問題は多岐にわたるということで、なかなか福祉の部門だけではプランを立てるにも、難しいのではないかなと思うのですが、最初からそういう担当部門にお願いしたほうが物事が進むようなイメージがあるのですが、そういうことではないのですか。

【生活福祉係専任主査】

担当課にお願いするにしても、そのままにお願いするということはなく、一旦

全てその方と一緒に窓口でプランを立てながら、プランを立てるときも当然、複雑で専門的な問題がございますので、プランを立てるためにも会議を開いて、一旦、関係者の方々に集まっていただいて、その方を今後どう支援していこうかという会議を開いて、それも初回1回のみならず、なかなか問題が解決しない方に対しましては、定期的に、例えば月1回ですとか、皆さんに集まっていただいて会議を開いて、その方に対する支援はこうなるという、今度どことまたさらに連携していこうかとか、こういうふうに解決していったということを、ずっと常に寄り添いながら支援できる仕組みを考えています。

【井口委員】

内容によっては、もう先に担当部門に渡してしまうようなものもあると考えていいですか。

【生活福祉係専任主査】

厳格にこの件については、この課で解決できるということがあれば、そちらの窓口を適切に御案内いたします。複合的な課題ですよね。A課、B課、C課と、3課またがってしまうですとか、あと8050問題のように高齢者の方と若い方がいらっしゃる、そういった方については、一元的に情報の中心基地として、福祉総合相談窓口で計画を立てながら寄り添う支援をしていくという形になります。

【井口委員】

高齢者とか障害者が結構、例えば、オレオレ詐欺のようなものに巻き込まれたりというところがあったり、福祉保護のターゲットになることが多いと思うのですが、そういう場合に迅速に対応しないと法的な権限も失ってしまうようなこともありますので、内容によってはすぐに担当部門に渡したほうがいい案件もかなりあるのではないかなと思いました。

【仮野会長】

今までやっていなかった包括的支援体制を作っていくと。それ自体はとてもいいことですよね。うまく機能するように頑張ってください。せっかく作るのだから心配事が起きないようにしていただきたいですね。

それでは、他に御質問等はいいですか。

特にないようですので、本件を承認といたします。

次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは、117ページを御覧ください。案件13「障害者総合支援法業務に

ついて」、自立生活支援課の案件でございます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の改正により、自立支援医療費の支給認定申請書等への「性別」の記載が不要になったことから、これを踏まえ、様式の記載事項から「性別」を削除することについて、変更届出をするものです。

- 118ページを御覧ください。届出番号28-183「自立支援医療費(育成 医療・更生医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)」の変更届出でございま す。変更が生じる個人情報の内容は記載のとおりです。変更前の個人情報の概要 については、一番下の備考欄にまとめております。
 - 119ページには変更後の様式を参考として付けております。
- 120ページを御覧ください。届出番号28-184「自立支援医療費(育成 医療・更生医療)受給者証等記載事項変更届」の変更届出でございます。変更が 生じる個人情報の内容は、先ほどと同じく「性別」を削除するものです。変更内 容、個人情報の内容についても同様に一番下の備考欄にまとめてあります。
 - 121ページには変更後の様式を参考資料として付けております。

【仮野会長】

御意見、御質問はございますか。ないようですので、本件を承認といたします。 それでは、次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは、122ページを御覧ください。案件14「小金井市高齢者世帯冷房機器購入費等助成事業について」、介護福祉課の案件でございます。

本事業は新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、高齢者世帯の冷房機器の購入及び設置に要する費用を助成し、外出を控える高齢者の熱中症対策を支援することを目的とするものです。

申請者が提出した申請書等に記載されている個人情報の記録を開始するため、保有届出を行います。

123ページを御覧ください。届出番号27-123「小金井市高齢者世帯冷房機器購入費等助成事業に関する様式一式」でございます。

個人情報の内容は124ページの別紙のとおりです。

125ページから128ページまでには、使用する様式、129ページから、 131ページには要綱を参考資料として付けております。

なお、本件につきましては、寺島委員より事前に質問がございましたので、担 当課からの回答を机上に配付しております。

【仮野会長】

寺島委員、どうですか。

【寺島委員】

納得しました。ありがとうございます。

【仮野会長】

他になければ、本件を承認といたします。

次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは、132ページを御覧ください。案件15「小金井市産後ケア事業について」、健康課の案件でございます。本件は電算処理の諮問事項と業務に関係する個人情報の変更届出を含む案件です。

産後ケア事業については、令和元年度第4回審議会で様式の保有届出を行いましたが、使用する様式の名称が一部変更となったこと、新しい様式を追加することとなったこと、一部の様式の「項目名」の文言に修正及び誤記があったことから変更の届出を行うものです。

また、事業を利用した方については、基幹系健康情報システムにて情報を保有することから、既に届出済みの記録項目に追加を行うため、変更届出及び諮問をいたします。

- 133ページを御覧ください。諮問第18号「基幹系健康情報システム」でございます。今回諮問する業務の目的は諮問書のとおりです。
- 134ページ、135ページには本システムの変更後の個人情報の項目をまとめた一覧表を付けております。今回変更される箇所は、表中の番号102から104の3項目です。
- 136ページには関連する変更届出を付けております。変更理由は記載のとおりです。変更される概要は諮問内容と同じです。
- 137ページには届出番号41-552「産後ケア事業に係る様式一式」の変更届出です。変更理由は記載のとおりです。

変更される個人情報は138ページの別紙のとおりです。表中の変更点に記載のある部分は今回生じた変更箇所です。

- 139ページから143ページまでには、今回の変更点が反映された状態の様式を付けております。
 - 144ページから148ページに業務に関する要綱を付けております。

【仮野会長】

これは諮問事項で、担当課の方は来ておりますか。

【情報公開係長】

来ていません。

【総務課長】

申し訳ありません。

【仮野会長】

そう、分かりました。何か御質問等ありますか。ないようですので、よろしいですね。

それでは、本件を承認とし、次の案件にいきましょう。

【総務課長】

それでは、149ページを御覧ください。案件16「子育て世代包括支援センター関係業務について」、引き続き健康課の案件でございます。

子育て世代包括支援センターとは、妊娠期から子育で期まで、切れ目なく子育で家庭を支援することを目的として、母子保健部門と児童福祉部門が一体的に子育でに係る相談・助言指導、情報提供を行い、必要なサービスを受けられるよう支援する場、また関係機関と調整を行う役割としてセンターを設置するものです。なお、「センター」とは機能のことを指し、新たな施設を設置することではなく、既存の保健センターと子ども家庭支援センターを核として開設するものです。小金井市では、令和3年2月から子育で世代包括支援センター「母子保健型」を設置する予定で、そのために厚生労働省による実施が義務付けられています「支援プランの策定」を実施するため、国のガイドラインに沿って帳票を作成し、支援台帳にて管理を行うにあたり、保有の届出を行うものです。

150ページを御覧ください。届出番号41-553「支援プラン・支援台帳」でございます。

個人情報の内容は151ページの別紙のとおりです。

152ページ、153ページには使用する様式、154ページ、155ページには、事業の概要資料、156ページには要綱案を参考資料として付けております。

【仮野会長】

特に質問等はございませんか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

次の案件に行きましょう。

【総務課長】

それでは、157ページを御覧ください。案件17「PCR検査センター小金 井市民送迎サービス事業について」、引き続いて健康課の案件です。

新型コロナウイルス感染拡大を阻止するべく、小金井市医師会においても、府中、国分寺、国立の近隣地区医師会と共同でPCR検査センターを設置、稼働しています。企業から感染症対策を施した車両の提供を得られることとなったため、自家用車や家族の車両でPCR検査センターを受検できない市民について、当該車両にて自宅等からPCR検査センターまで送迎する事業を開始しました。

物理的な送迎そのものはハイヤー会社に委託しますが、送迎の申込みは利用する市民から別紙の申請書をFAX等で提出してもらい、その内容を送迎車のドライバーに連絡し、送迎してもらう流れです。別紙の申請書にある個人情報を健康課で保有するため、保有届出を行います。

158ページを御覧ください。届出番号41-554「PCR検査センター小 金井市民送迎サービス事業利用申請書」でございます。

個人情報の内容は159ページの別紙のとおりです。

160ページには使用する様式を参考資料として付けております。

【仮野会長】

これは特に問題ないでしょう。御質問等ありますか。 特にないようですので、本件は承認といたします。 それでは、次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは、161ページを御覧ください。案件18「養育支援訪問事業について」、子育て支援課子ども家庭支援センターの案件でございます。

本市では、児童福祉法に規定する養育支援訪問事業について、国の養育支援訪問事業実施要項の改正に併せ、課題を抱える家庭への支援として、居宅における養育に関する相談、指導、助言などの支援を充実するため、子ども家庭支援センター職員に加え、臨床心理士、助産師など、専門的な相談・指導・助言が行える者の派遣が実施できるよう、本市の要綱を整備したところです。これに伴い、新たに個人情報を含む様式を保有することとなりましたことから、本審議会へ届出するものです。

162ページを御覧ください。届出番号42-48「養育支援訪問事業(専門的相談支援)訪問支援者名簿」でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。

163ページには使用する様式を付けております。

164ページを御覧ください。届出番号42-49「養育支援訪問事業(育児及び家事援助)サービス計画書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。

165ページには使用する様式を付けております。

166ページを御覧ください。届出番号42-50「養育支援訪問事業(専門的相談支援)サービス計画書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。

167ページには使用する様式を付けております。

参考資料として、168ページから171ページに要綱を付けております。

【仮野会長】

御意見、御質問はございますか。どうでしょうか。 特にないようですので、本件は承認といたします。 次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは、172ページを御覧ください。案件19「ひとり親世帯臨時特別給付金事業について」、子育て支援課の案件でございます。

173ページ、諮問第19号、174ページ、諮問第20号を一括して説明させていただきます。

ひとり親世帯臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援する国の制度であり、一世帯につき5万円、子供が複数いる場合には、1人につき3万円を加算の上、支給します。また、感染症の影響を受けて収入が減少したと申し出た方については、追加で5万円を支給します。

今回、対象者の確認及び対象者である旨の決定を行うにあたり、電算システムの利用、並びに児童扶養手当及び児童育成手当の受給資格者台帳の目的外利用に関しまして、その情報を活用することが適正な支給に向けて必要となるため諮問するものです。

また、申請を必要とされる方に御提出いただく申請書、対象ではあるものの、 受給を希望しない方に御提出いただく届出書の内容及びシステム入力項目につ いては、市が個人情報として保有することから、保有の届出も行います。

173ページを御覧ください。諮問第19号「児童扶養手当受給資格者台帳及び児童育成手当受給資格者台帳の目的外利用について」でございます。本案件は、ひとり親世帯臨時特別給付金の資格確認を行うために、子育て支援課が保有する、

児童扶養手当受給者台帳及び児童育成手当受給者台帳を目的外利用するための 諮問です。必要とする個人情報の内容は諮問書に記載のとおりです。

174ページを御覧ください。諮問第20号「ひとり親世帯臨時特別給付金管理システム」でございます。個人情報の記録項目は175ページの別紙のとおりです。

176ページには、システムの個人情報保護措置をまとめた資料を参考に付けております。

関連する保有届出として、177ページを御覧ください。届出番号42-53 「ひとり親世帯臨時特別給付金管理システム」でございます。

個人情報の内容は177ページの別紙と同一です。

業務に使用する保有届出として、178ページを御覧ください。届出番号42-54「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。

179ページから183ページには、業務に使用する様式を付けております。同じく184ページを御覧ください。届出番号42-55「ひとり親世帯臨時特別給付金受給拒否の届出書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。

185ページには、業務に使用する様式を付けております。

【白石委員】

少しだけ。これは国の事業ですよね。それで、収集した個人情報は全部市の保管で、国に個人情報を送付するということはなくて、例えば国の支出金なり請求は個人情報じゃない、例えば何が何件というような形での請求ということですか。要するに、個人情報の国とのやり取りはないという理解でいいですか。

【手当助成係長】

そのとおりです。個人情報を含む内容は、小金井市だけで保有されております。 国への報告は、件数、金額等にとどまります。

【白石委員】

ただ、この様式については、これは国が定めた様式なのですか。例えば、特別給付金申請書とか、例として「市区町村受付印」とか「市区町村長殿」とかというふうになっているから、要するに共通の要式行為が国から示されてということの理解ですか。

【手当助成係長】

そうです。参考例として国から示されまして、正式には小金井市において要綱

の中で規定するということになります。

【白石委員】

これは感想なのですけど、古いですね、国も。「何とか殿」とかと書いてあったり、それから、何でこれまた印影が必要なのかというね。これは、後で一括したところで印影のことは一言言いたいのですけど、ちょっと要式行為が古いな。

【立川委員】

拒否の届出書ですけれども、これは申請しなくても受給しますというふうに言 うから拒否があるということですか。

【手当助成係長】

今回、この給付金は幾つかの給付の区分に分かれているのですけれども、既に対象者として決まっている方については、こちらから支給しますという申出を行って、特に反応がなければそのまま支払いをするのですけれども、この受給拒否の届出書を出された方については、支給をしないということになります。基本的には、その申込みを小金井市からして、それに対して拒否するといったときに出す届出書になります。

【仮野会長】

よろしいですか。ほかに御質問はありますか。

ないようですので、これを承認いたします。

では、次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは186ページを御覧ください。案件20「健診未受診・未就園児・不 就学児等の状況確認業務について」、子育て支援課子ども家庭支援センターの案 件でございます。

増え続ける児童虐待の防止対策の一環として、平成26年度から「居住実態が 把握できない児童の状況把握について」の実態把握調査が国からの依頼として行 われてまいりました。今後も調査目的から考えると定例的な確認を行うことが想 定されるため、一定の流れをフォーマット化し、児童が就学するまで経年で確認 ができるように、個人情報を含む様式を保有することとするため届出を行うもの です。

187ページを御覧ください。届出番号42-57「確認対象児童一覧」でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。

- 188ページには、使用する様式を付けております。
- 189ページには、本件事業の実施の流れの説明資料を参考資料として付けて

おります。

【仮野会長】

御意見、御質問ありますか。児童虐待防止のためには必要だということですね。 特にないようですので、本件は承認といたします。

次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは190ページを御覧ください。案件21「児童館運営審議会等委員名 簿変更届出について」、児童青少年課の案件でございます。

新たに追加した個人情報は、メールアドレスの保有についてです。

令和2年3月に実施予定だった児童館運営審議会及び小金井市児童青少年問題協議会・小金井市青少年の育成環境審議会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的に会議の開催を見送ったため、令和2年度の事業等の承認や事務連絡を行うために、委員本人の同意に基づき収集したメールアドレスを保有するため変更届出を行うものです。

なお、小金井市青少年の育成環境審議会は現在休止中の審議会です。

191ページを御覧ください。届出番号16-3「児童館運営審議会委員名簿」の変更届出でございます。個人情報の内容の変更点は、変更の内容に記載されているこれまでの届出内容にメールアドレスを追加すること及び保存方法をこれまでの「文書」のみから「文書・電磁的記録」に変更するものです。

192ページ、届出番号16-14「小金井市青少年問題協議会・小金井市青少年の育成環境審議会委員名簿」の変更届出です。変更内容は、児童館運営審議会委員名簿の変更届出と同様となっております。

【仮野会長】

これも問題はなさそうですね。これを承認といたします。次の案件へいきましょう。

【総務課長】

それでは193ページを御覧ください。案件22「児童館等の各種行事参加受付簿について」、引き続いて児童青少年課の案件でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的として、児童館及び冒険遊び場事業における行事への参加者から新たに個人情報を収集することから、使用する受付簿について保有開始の届出をするものです。

194ページを御覧ください。届出番号16-59「各種行事参加受付簿」でございます。届出する個人情報の内容は、氏名、電話番号の2項目です。個人情

報の対象となる個人の範囲は、児童館及び冒険遊び場事業における行事等への参加者である児童青少年課の所管する業務のみを対象としております。

【仮野会長】

特に御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、これを承認とします。

次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは195ページを御覧ください。案件23「自転車駐車場定期利用者への支援事業について」、交通対策課の案件でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、学校の休校の影響により外出を控える対応を余儀なくされた学生等が、自転車駐車場を利用できなかった状況を踏まえ、自転車駐車場の定期利用の契約締結に伴い納入した利用料について、補助するために補助金交付事業を行いますので、業務に使用する様式について保有届出を行います。

196ページを御覧ください。届出番号18-82「小金井市自転車駐車場定期利用料補助金交付申請書」でございます。届出する個人情報の内容は記載のとおりです。

197ページには、業務に使用する様式を付けております。

【多田委員】

領収書を持ち続けている人というのはどのくらいいるのかなと。ここまで厳しくすると、多分、領収書をもらってすぐ捨ててしまうのではないかなと思うので すけど。

【総務課長】

内容に関して、今の領収書を持ってきてくださいというふうに基本的にはなっているのですけれども、もしそれをお持ちでない場合は、利用を証明していただけるような証明書がとれるのであれば、それでも構わないというふうに制度ではしておりました。

【多田委員】

あと、これに関してどのくらい広報しているのですか。

【総務課長】

それに関しては、市内の駐輪場であれば駐輪場にポスターを張ったりしているようですけれども、あとは市報に広報したり市ホームページ等には出しているようですが、これに関しても工夫が必要だというふうに担当課は認識しているよう

で、今月いっぱいですので、さらに工夫をしていくということでございました。

【仮野会長】

よろしいですか。この問題に関心がありましたら担当課に連絡しておいて、そ して答えを多田委員に伝わるように、我々に伝わるようにしてください。

それでは、本件を承認といたします。

次の案件をお願いします。

【総務課長】

198ページを御覧ください。案件24「運動施設利用関係業務届出及び受付業務委託について」、生涯学習課の案件でございます。本件は、事務処理の委託事項を含む案件です。

市内体育施設の利用再開を段階的に行うに当たり、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の接触者の特定等を目的に、利用者に対して受付時に、氏名・年齢・住所・連絡先を記載した利用者受付票の提出を求めるものです。

今回、作業履行場所として掲げている上水公園運動施設及び小金井市テニスコート場については、市職員が常駐しておらず、公益財団法人小金井市シルバー人材センターに管理運営業務を委託しておりますので、「①利用者受付票の内容確認」、「②利用者受付票の受領」、「③利用者受付票の保管」を実施するに当たり、様式の保有届出及び委託事項の諮問を行うものです。

まず、業務に関する保有届出、変更届出から御説明します。

199ページを御覧ください。届出番号33-68「小金井市総合体育館及び 栗山公園健康運動センター来館受付様式一式」でございます。保有する個人情報 の内容は記載のとおりです。業務を開始した日付は令和2年6月2日からです。

業務で使用する様式は201ページ、202ページに付けております2種類ございますが、記入される個人情報の内容は同一です。

続いて203ページを御覧ください。こちらは199ページで保有開始届出を 行った「小金井市総合体育館及び栗山公園健康運動センター来館受付様式一式」 について、令和2年6月15日から保有する個人情報を変更することについての 届出です。変更箇所は記載のとおり、「在勤又は在学の区分」を削除するもので、 変更理由につきましても資料に記載のとおりです。

変更後の様式については、204ページに付けております。

続いて205ページを御覧ください。届出番号33-69「小金井市テニスコート場 利用者受付票」でございます。保有する個人情報の内容は記載のとおりです。

業務で使用する様式は、206ページに付けております。

207ページを御覧ください。届出番号33-70「上水公園運動施設 利用者受付票」です。保有する個人情報の内容は記載のとおりです。

業務で使用する様式は、208ページに付けております。

次に、事務処理の委託に係る諮問事項です。209ページを御覧ください。諮問第21号「新型コロナウイルス感染症対策に係る体育施設受付業務について」でございます。こちらの委託諮問の作業履行場所は諮問書の下から2段目に記載のとおり、上水公園運動施設、小金井市テニスコート場の2か所です。それらの施設の窓口業務で、先ほど御説明いたしました206ページ、208ページの様式を使って受付業務を行うことから、諮問書に記載の氏名・住所・年齢電話番号を委託処理させるために今回諮問するものです。

参考資料として、210ページ、211ページには上水公園運動公園管理運営委託仕様書を、212ページ、213ページにはテニスコート場管理運営委託仕様書を付けております。

これらの委託の共通する資料として、214ページから218ページに「個人情報取扱特記事項」を付けております。

【仮野会長】

これは諮問事項で、担当課の方が来ています。

コロナ対策で事業者が情報を集めるわけだけど、名前や住所、年代などが書いてあるのだけど、例えば、最近の健康状態とか熱がどうとか、そういうのはとらないのですか。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

施設を利用するに当たって、広報などしておりまして、利用する方に関しては、 施設の利用に当たっての遵守事項を守ってくださいということですね。

【仮野会長】

別途あるわけですね。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

別途あります。そこに該当する方は来ないようにしてくださいとしております。 その上で、さらに念には念を入れて体温を書いてもらっています。

【仮野会長】

それはどこにありますか。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

受付票というところ。

【仮野会長】

何ページにありますか。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

例えば、208ページの上水公園運動施設。年齢の隣に体温の欄が。

【仮野会長】

これは上水公園だけですか。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

これは全施設です。

【仮野会長】

全施設で体温はかるのですね。実は僕もテニスコート入っているのだけど、厳 しいのですよ、この体温。分かりました。

他に御質問等はありますか。

【白石委員】

要望です。利用者の個人情報を集めることは、何らかの形で感染が発生したときのフォローで必要だと思うのですけど、逆に言うと、ありとあらゆる市の事業で、特に施設利用だとかこういうふうに集めることになっているわけじゃないですか。特に単票で、紙の場合だと、大量には、それがなくなるとか、あるいは盗用されるということは、その可能性は少ないとしても、逆に、取扱いがちゃんとしていなくて、どこかに置きっぱなしになってしまうとか、そういう危険性というのはこれまで見ていてもかなりあるのですよ。ですから、シルバー人材センターの事務局だとかを通して、きちんとした個人情報の取扱いについては、レクチャーは最低限やっていただきたいと思うのですね。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

心がけるようにします。

【白石委員】

要するに、私もシルバーの事務局、ほかでやっているところを知ってたりとか、実際に働いている方がいらっしゃるのだけれども、直接の公務員の場合だと採用されたときから長い積み重ねの中で個人情報の取扱いがある程度身についているけれども、年配の方が次の仕事とかということで入ってこられて、いろいろな職歴を持っている方がいらっしゃるから、すごく温度差があると思うのですよ。だから、なおさらそこはちゃんと理解してもらえるような説明なり研修をしてもらいたいなと思います。

【総務課長】

この案件以外にも、今日たくさん出させていただきました市直轄でない部分も ありましたので、その辺については庁内にも周知をしたいと思います。

【立川委員】

その体育施設には体温計は置いてないのですか。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

非接触型のものを置いておりますが、ただ、呼び掛けとしては、受付で滞留されても困りますので、やはり御自宅であらかじめ計ってきてくださいという話で。

【立川委員】

性善説ですね。

【中澤委員】

今の個人情報の散逸という話でレクチャーが必要という意見がありました。私 も毎日、栗山公園健康運動センターのプールを利用していますが、その際に、受 付デスクで個人の来館受付票に住所、氏名、年齢、体温、電話番号等を記入しま すが、その受付票書に受付番号の記載があれば番号が飛んでいると受付票の紛失 が確認できますが、番号がない場合は確認出来ません。後日、定期的に市職員が 回収に伺うと思いますが、その場合、受付のチケット枚数と記入受付票の枚数が 同じであるか、確認する必要があります(但し、家族利用の受付票は1枚になり ます)。来館受付票の個人情報紛失防止の為には、ナンバリング(受付番号の連番 記入)と売り上げチケット枚数との照合が必要で、その為のレクチャーが受付担 当に必要であり、現状では個人情報紛失の防止は難しいと思います。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

参考にさせていただきます。

【仮野会長】

それは市営の施設ですか。

【中濹委員】

栗山公園健康運動センターの運営は外部委託になっていて、受付は大方がアルバイト大学生と思われます。来館受付票の記入に際し、各人の利用者が勝手に記入して置いているので100枚が99枚になっても、個人情報である来館受付票の紛失事実は判明しないと思います。先程、説明したナンバリング(受付番号連番記入)又は当日売り上げチケット枚数と来館受付票枚数の照合が必要となります。その対応方法はお任せしますが、私が銀行時代に実践していた個人情報の漏洩防止策を参考として申し上げました。

【井口委員】

例えば206、207ページの書類を見ると、利用者受付票で、下に、「代表者が1か月間保管します」とあるのですね。代表者がということですので、施設がということではないということですね。一方で、207ページでは、保存年限は1年となっていて、コロナ関連はみんな1年なのですけど、この保存年限と代表者が保管するというのとの関係性ですね。

それから、市というか施設では利用者の把握はしないということですね。代表者がその名簿を持っていると。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

こちらに関しては、スポーツ庁からガイドラインが出ておりまして、それに従って、団体でいらっしゃった場合には、まさにここに書いたとおりなのですが、代表者の方の名前をいただいておいて、その団体内部に関しては、その代表者の方が保管しておくというような形をとることが方策として考えられるということで記載がございます。それに則った形でやらせていただいた次第でございます。

冒頭で謝るところだったのですけど、その1か月というところの記載に関して、 担当の間違いで、1年というのが最小だと思い込んでいたので1年と書いてしま ったらしいのですが、1か月というところでガイドラインに載っていますので、 これは後日、我々から事務局を通して修正の依頼を行います。

【仮野会長】

これは市営のテニスコートですか。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】 そうです。

【仮野会長】

そうすると、もしクラスターのもとになったときに、その代表者がしっかり保管してなきゃ追えないね。そういう話ですよね。市のコート側の人たちは、1か月間保管したものを持っているわけではないのですね。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

そうですね。逆に、ここでちゃんとチェックを入れていただくような形で、代表者に管理してもらうという事で。

【井口委員】

場合によっては、代表者がその利用者の連絡先を必ずしも把握してない場合も あり得ますよね。そこまで求めるのもあれかもしれませんが、もしクラスターが 発生した場合に追えなくなる危険性はある。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

厳密に本当にどこまでというのは難しいもので。

【仮野会長】

そういうのは、このコートの運営管理はどこかに委託しているのですか。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】 コートはシルバー人材センターが。

【仮野会長】

シルバー人材センターの人が保管しておく必要があるのではないですか。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

ただ、別途、団体登録というのはしてもらっているところもございますので、 そちらでは追えるところもあると思います。

【井口委員】

では、名簿を代表者が作っていますよと言えば、それでいいわけですね。実際 それを見せなくても。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】 そういうことになります。

【仮野会長】

それは少し脆弱な感じを受ける。私が入っているテニスコートでは厳重に管理されているのだけど、少し検討したほうがいいのだろうね。クラスターが、まあ、多分、テニスをやっている人はほとんど元気な人が多いから深刻なことにはならないと思うけど。名簿を作成するのはいいのだけど、どこが保管するかですね。名簿がしっかりしたものでないと、クラスターが発生した場合の追跡などができないということだから、それは少し検討したほうがいいですね。誰もいないのなら、シルバー人材センターの人に保管するように言えば済む話ですね。コピーを保管しろとか、2部作らせて、1部を提出させて、1部はシルバー人材センターに持たせる。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】 協議はしています。

【仮野会長】

ほかには御質問等はありますか。特にないようですので、承認とします。 これで諮問事項及び届出報告についての審議は終了ですね。

次に、事務局から、その他の報告についての説明をお願いいたします。

【総務課長】

219ページを御覧ください。まず、「その他のア」のブロック塀等撤去助成金

の概要に関する追加の報告についてを御説明いたします。

本件は、令和元年度第4回審議会において、まちづくり推進課から業務に関する保有届出を行った際に、要綱等の資料が添付されておらず、内容が分かりにくいとの御指摘をいただいたことから、補足の説明資料をお付けしたものです。

220ページを御覧ください。ブロック塀等撤去助成金の概要をまとめた資料です。2の制度の概要の部分に前回の審議会で委員から御指摘のありました助成金を受けられる対象と助成内容についてまとめられております。

221ページ、222ページには、市民向けに配布している事業に関するパンフレットを参考資料として付けております。

223ページから226ページには、本件事業に関する要綱を付けております。 前回の審議会で御質問のありました助成の対象については第3条、助成の対象と ならないものについては第5条、助成の金額については第6条に規定されており ますので資料で確認ください。

227ページから231ページまでには、前回の審議会で保有開始届出を行った内容について、参考資料として再掲しております。

【仮野会長】

この点について、御意見、御質問ある方はどうぞ。

我々のここでの指摘というのは、生きた訳ですね。

皆さん、よろしいですか。

それでは、承認ということにいたします。

さて、ここでは、一旦、次回の日程を協議しましょう。

まず、この後、もう一つ大変な問題が残っておりますが、その前に次回の日程を確認しておきたいと思います。事務局案では、10月15日木曜日午後6時から当801会議室で開催したいとお話がありました。皆さん、いかがでしょうか。 大体、当審議会は木曜日にやっています。10月15日木曜日午後6時から。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【仮野会長】

ありがとうございました。

それでは、お待たせしました。本日、冒頭、市長より報告がありましたが、「個情報盗用に係る対応報告書」の案件につきまして、この審議会としてどのように対応、判断等を行うかにつきまして、皆様と議論したいと思います。

既に先ほど本多委員等から御意見がありましたが、その他の方々も積極的に御

発言をいただきたいと考えております。先ほど、もう既に申し上げましたけれども、基本的には当審議会としても、市議会、その他の動きとは関係なく、この委託業務に関わるこういう不祥事が、ほかにもありましたので、強い懸念の意思表明をするのか、内容は別にして、皆様方の意見を生かしながら、建議をすべきではないかと考えているところでありますが、その点について、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

どうぞ、御自由に御発言いただきたいと思います。

【本多委員】

今回の盗用に係る対応の報告書の関係ではないのですけれども、これの前にこういった事件が起きたときに、今回の件も、審議会に報告が少し遅かったというのが。

【仮野会長】

遅かった。

【本多委員】

はい。それで、新聞紙上、報道でされていたというところもありまして、ですから、そういうことが起きたときには、審議会に速やかに報告をしてもらうとか、それによって、一応、個人情報を委託業務で取り扱うところを、個人情報の審議会では承認をしていますので、そういったところが、今回は市長部局のところなので、実施機関は市長ですけれども、ほかにも実施機関はいろいろありますので、そういったところにも、そういうことが起きたときに、周知徹底をして、こういうことが起きないようにというような流れといいますか、そういうものが必要ではないのかなと感じているのですね。

【白石委員】

3月の臨時の審議会が行われていれば、そのときに、やはり相当詰めた議論をしたかったのですけれども、結果としてコロナで吹っ飛んでしまったもので、一応、今日の報告を伺うと、完璧ではないけれども、一応、終結をしてしまったと。だから、タイミング的に今からというのは、審議会として何かのアクションというのは、ちょっと難しいかなと思うのですけれども、ただ、今の本多委員の意見と全く同感で、前回、きちんと報告していただかなかったという、情報も非常にちょっとしか出していただけなかったということに不審を抱いたのですよね。だから、そこの危機対応というのか、それの改善をちゃんとしていただきたいということが一つ。

それから、これは一つの市だけの話ではないのですけれども、今回も結局、条

例違反は時効で告発も結局なしという、要するに日本の場合には個人情報の侵害 に関して、罰則規定がすごく緩いのですよね。もっと大規模な個人情報を盗んだ 盗用事件とか、いっぱいあるのに、本当に軽いのですよ。

だから、やはり、日本全体の個人情報に関する法制度の緩さというのか、扱いに対する社会的な認知度が低いのかなと思って、そこは非常に残念なのですけれども、条例的にもう少し、こういう事件を起こした場合には、何らかの形でペナルティを科せますよとか、あるいは条例じゃなくて、ほかの刑法なりを使ってという、その辺りがあってもいいのではないかなという、これは単なる意見ですけれども。どちらにしても何かむなしいですよね。この最後の警察の対応を見てしまうと。ということで、意見だけです。

【川井委員】

タイミング的な問題はあるのですけれども、やはりこういう事象が起きたということについて、審議会として何か残しておくべきだろうと。だから、具体的に言えば、審議会の名前で市長宛に書面を出すと、そこで言うことは、一つは「こういうことが起こったのは非常に遺憾である」と。「審議会として遺憾に思っているということ」と、もう一つは、既に再発防止策は出ているかもしれないけれども、「再発防止を徹底してもらいたい」、「審議会としてはそういうふうに考えている」ということを出すと。そういうものがないと、この件に対して審議会は単に報告を受けて、そのままという形になるのですけれども、それではどうかなという感じがするのです。と私は思います。

ただ、何か情報があればということなのですけれども、この前も聞いたときに、 小金井市では過去にこういうことはなかったということなので、過去の対応事例 はないのでしょうけれども、世の中、他のところで同様のことが起こったときに、 審議会的なものがあれば、何か対応しているかどうかというようなところの情報 があると、非常にありがたいですね。なければ、我々が独自に初めからやるとい うようなことになるのでしょうけれども。

【仮野会長】

今、最後に何とおっしゃいましたか。

【川井委員】

この前、確認したところでは小金井市では何か漏洩したとかというような事例はあることはあるのだけれども、こういうふうに何かの目的を持って利用したというような悪質な事例は過去になかったということなので、そのときの対応例もないのだと思うのですね。だけど、世の中というか、ほかの市とか、そういうと

ころで全くなかったかどうかということについてはよく分からないので、市としてそういう、今回のことに絡んで、他のことを調べて、何か情報があれば、それは我々が対応する際の例として非常に参考になるなと思ったということです。

【仮野会長】

その辺りは事務局に別に調べてもらいます。

ほかに御意見等はありますか。

【白石委員】

今の川井委員の意見に私も賛成します。すごく簡潔に提案していただいてよかったと思います。

【仮野会長】

あれは2月のときでしたか。これを僕らが知ったのは。審議会の後に話し合って、みんな、何人かがそれをやろうと言って。白石委員に電話したりして、早く我々の意見をまとめようといって動いたのだけど、残念ながらこういう事態になりました。その意味では、少しタイミングが遅くなりましたが、これはまたやむを得ない事情があったわけです。でも、皆さん方がおっしゃるとおり、既に何人かの方が言われましたけど、我々の意見をまとめたいと考えています。

さて、そこで幾つか方法がありますが、建議するに当たり、我々としてどういう内容を建議するかというものを、それぞれ1人1人が書き物にして、事務局に送り、それをまとめる方法。

あるいは、既に案らしきものがないことはないのだけど、それをもとにもっと ブラッシュアップするというような方法。

それから、もう一つは、もう一度皆さん方に集まっていただき、この場に、そして、そこで、ある程度そこまでにはたたき台をつくっておいて、みんなで議論をしてまとめていく。大きく言うと、その3つぐらいになるのですが、いずれにしろ、8月、市議会はいつから始まるのでしたっけ、次は。

【総務課長】

9月1日です。

【仮野会長】

9月1日からということで、市議会があるのですけれども、我々は市議会の動きを別に気にしているわけではないのだが、私としては、できれば8月初め、お盆の前に、もう7月ですから、月内にはなかなか難しいところがあるのだと思うのだけれども、8月の初めぐらいまでに、我々の考え方をきちんとまとめて市長にお届けしたい。みんなで市長室に持っていって伝えるとかというようなことを、

つまり、考えているのですが、どうでしょうか。皆さんの御意見をお伺いしたい と思います。

1人1人に意見を書いてもらうのもいいのだけど、事務局及び私や、それから、職務代理者の白石委員も入れて、雛型、案をつくりまして、それを皆さん方にお配りして、意見をまた再度聞いてまとめていくという方法もありますけれども。

あるいは、さっきも言いましたように、ここまで案をつくっておいて、もう一 回集まって、皆さん方、その場で、この日はもうそれだけに集中して議論して、 建議をまとめるという方法もあるのですが、特に集まることに関して言うと、こ れは大事な問題ですので、事務局側も集まることに関しては異論はないというこ とでございますけれども、皆様方の日程さえ合えば集まることはできる、こうい うことであります。ということですが、何か議論はありますか。

ですから、皆さん方の御意見、どういうふうにしますか。

【本多委員】

今、川井委員も言われていた内容でよろしいかなと思いますので、その辺りを、一度、会長、職務代理者でつくっていただければ、事務局も入って、それでファクスか何か流してもらえればよろしいかなと私は思いますけれども。また再度集まってという、今回は先ほども言ったように、個人情報の盗用ということで、悪質な件なので、これはやはり、一定、建議なりしておかないとまずいかなと。今まではなかったということでしたので。

そのあたり、もう内容は、皆様と大体、川井委員が言われていた内容でいいかなと思いますので、再度集まる必要はないかなと思います。

【仮野会長】

分かりました。白石委員、そういう意見がありましたが、私と白石委員と事務局の人で集まって議論して、文章をまとめて。そして、皆さん方にそれをファクスなり手紙で送ると。それについて、さらに追加点、あるいは修正点があれば、それを改善したものを仕上げて、で、8月初めに市長部局へということかなと、それが一番いいのではないかと。次回の会は10月15日に決まりましたけど、そのときにまとめたらどうかという考えもあったのですけれども、それでは遅くてどうにもならないと。これは早めにいったほうがいいだろうということなのですね。

それでよろしければ、皆さん方、御了解いただければ。事務局が大変だけど、 白石委員も大変だけど、それを書く人が一人いるし、私も頑張ります。いかがで しょうか。

(「はい」の声あり)

【仮野会長】

よろしいですか。はい。分かりました。

それでは、白石委員、一緒にやりましょう。

【多田委員】

この点について、一応、選挙絡みなので、選挙管理委員会はどういう意見表明 をされているのかなという。

【総務課長】

この件に関して、選挙絡みというのは、元副施設長の件であろうかと思いますけれども、この候補者は落選しており、現職の市議ではありません。選挙管理委員会は、意見表明をするということには至っておりません。

【多田委員】

落選しているから、特に意見はしないという形なのですね。

【総務課長】

公職選挙法に違反したわけではないということです。

【多田委員】

はい。分かりました。

【仮野会長】

選挙管理委員会というのは、まさに選挙の執行に関わるわけで、自分たちで意 見を口にしたりすることはあまりないかなと。

ただ、それと、選挙管理委員会の責任がすべて免責されるというふうには思わないのだけど、そういうしようもない立候補者を見抜けなかったというような。 さて、これで全て終わりましたかな。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

今日は御協力ありがとうございました。9時ぐらいになるかと思ったのですけど、意外と早くに終わりました。皆様の御協力に感謝いたします。この盗用の問題については、私と白石委員が一度、事務局と面談して、詰めていきたいと思います。

それでは、今日はお時間いただきました。御苦労さまでした。ありがとうございました。

一 了 —